

令和8年6月16日

国立大学法人兵庫教育大学

学 長 森 山 潤 様

監 事 衣 笠 達 也

監 事 掛 谷 純 子

監査報告書の提出について

私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出します。

監 査 報 告 書

国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学（以下「法人」という。）の第22期事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、監査計画に基づき、学長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、重要な決裁書類等を閲覧・調査し、法人事務局、附属学校において業務及び財産状況等を調査するとともに、業務責任者等から業務遂行の状況等を聴取しました。

さらに、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が、国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制及びその他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告者及び決算報告書について検討しました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

2 監査の結果

（1）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

法人の業務は、法令等に従い適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。

（2）内部統制システムの整備及び運用に関する状況

法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。

また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

（3）役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

法人の役員の職務の執行に関する不正行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。

（4）事業報告書

事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

（5）財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年6月16日

国立大学法人兵庫教育大学
学 長 森 山 潤 様

監 事

(衣 笠 達 也)

監 事

(掛 谷 純 子)